競争参加停止措置の概要

１．競争参加停止措置業者名 ：株式会社ノセヨ

業者の住所 ：滋賀県彦根市地蔵町１１２－１

２．競争参加停止措置期間 ：平成 30 年 6 月 1 日～平成 30 年 10 月 1 日

（４ヵ月）

３．事　　実　　概　　要 ：

（株）ノセヨの代表取締役は平成２８年８月１８日に行われた滋賀県米原市発注のまいばら認定こども園電気設備工事の一般競争入札において、同市の元市民部長から最低制限価格などを聞き、公正な入札を妨害したとして、平成３０年４月１０日滋賀県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

これに加え、平成２５年８月２２日に行われた同じく滋賀県米原市発注のおうみ認定こども園電気設備工事の一般競争入札においても、当該業者の代表取締役は、当時市健康福祉部理事兼市教委教育部理事だった同市元市民部長から当該入札の最低制限価格等の情報提供を受けるなどして、公正な入札を妨害したとして平成３０年５月１日、滋賀県警に官製談合防止法違反の容疑で再逮捕された。

４．競争参加停止措置理由 ：

（株）ノセヨの代表取締役が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕・起訴されたこと、官製談合防止法違反の容疑で再逮捕されたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第２第９号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第２〉

措　置　要　件	期　　間
１～８　　略 ９　他の公共機関の発注に係る工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。 １０～１５　　略	逮捕又は公訴を知った日から３か月以上１２か月以内